第四号イの⑹中「介護福祉士」の下に「実務者研修修了者」を加え、「別表第四」を「別表第五」に改め、同イの⑺中「五年以上の実務経験を有する」の下に「実務者研修修了者」を加え、同イの⑼中「以上である者」の下に「及び喀痰吸引等を必要とする者」を加え、同号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　介護給付費等単位数表第３の５の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十　介護給付費等単位数表第３の６の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

第三号を第七号とする。

第二号イの⑺中「介護福祉士」の下に「実務者研修修了者」を加え、同イの⑻中「五年以上の実務経験を有する」の下に「実務者研修修了者」を加え、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同イの⑽中「以上である者」の下に「及び喀痰吸引等を必要とする者」を加え、同号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　介護給付費等単位数表第２の６の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

六　介護給付費等単位数表第２の７の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

第一号の次に次の二号を加える。

二　介護給付費等単位数表第１の５の注の厚生労働大臣が定める基準

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2)　当該指定居宅介護事業所等（介護給付費等単位数表第１の１の注13に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）において、⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。）に届け出ていること。

(3)　福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(4)　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5)　算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6)　当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。

(7)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(8)　平成二十年十月から⑵の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イの(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三　介護給付費等単位数表第１の６の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　福祉・介護職員等の賃金（退職手当を除く。）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ　当該指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ　福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

ニ　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ　算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

ヘ　当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

○厚生労働省告示第二百四十九号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第百二十七条第三項の規定に基づき、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号を削り、第二号中「第９」を「第８」に改め、同号を第一号とし、同号の次に次の三号を加える。

二　障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項に規定する相談支援専門員

三　障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条に規定する相談支援専門員

四　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条に規定する相談支援専門員